

## 水道環境課からのお知らせ

## 水道を寒さから守ってあげてください!!

## 寒くなったら水道管の凍結にご注意ください。



冬場に長期間留守にする場合や、気温が氷点下4℃以下になると水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所、風当たりの強いところ、むき出しになっている水道管などはとくに注意が必要です。

早めに凍結防止の準備をお願いします。



## 水道管の凍結防止の方法

「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻き付け、その上からビニールテープなどを巻いて凍結の防止をしてください。



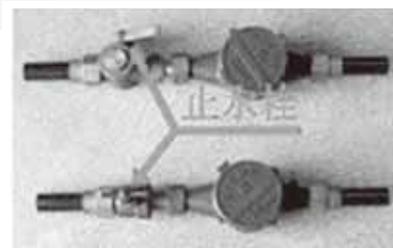
## 水道管が凍ってしまったら・・・

凍ってしまった部分に、タオルや布などをかぶせて、その上からゆっくりと「ぬるま湯」をかけてください。なお、蛇口を開けてもすぐに水が出ない場合がありますが、そのような場合でも、蛇口は開けたままにせず、必ず閉め、自然に溶けるのを待ってください。  
※熱湯を急かけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

## 水道管が破裂してしまったら・・・

直ちに水道メータボックス内の止水栓を閉めて、水が止まったことを確認してから、町指定水道工事業者に連絡して修理しましょう。

なお、止水栓を閉めても、水が止まらない場合は、止水栓が故障していることもありますので、役場1階水道環境課までご連絡ください。



## 定期的に漏水していないか確認しましょう!!

最近、漏水による水道水の使用量の増加が見受けられます。

漏水をそのまましておくと、水道料金に反映されお客さまの負担が多くなってしまいます。

メーター検針時に検針員が確認しますが、お客さまも月に1回は、水道メーターを確認することをお勧めします。

## 漏水の確認方法

家の中や庭の散水栓などの水が出るところをすべて止めてください。水道メーターボックスを開け、メーター（右写真参照）のパイロットが回っていれば漏水していることになります。



## 宅内で漏水していたら

宅内の漏水調査、修繕などはすべて町指定水道工事業者が扱っていますので、お客さまから直接依頼してください。（その際の修理費等はお客さまの負担となります。）

※漏水による高額の水道使用料が発生したとき、漏水の発生状況により減額ができる場合がありますので、下記までおたずねください。

□お問い合わせ 役場1階 水道環境課 業務係 ☎ 43-2111 (内線 2122・2123)